

障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

就労定着支援

施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
就労定着支援計画未作成減算	就労定着支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	就労定着支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して就労支援移行計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算		所定単位の1%を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。		
情報公表未公表減算		所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		
支援体制構築未実施減算		所定単位の10%を減算	就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引継のための以下の措置を講じていない場合に、所定単位の10%減算 ①要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任 ②要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報尾共有の状況に係る記録の作成及び保存		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
地域連携会議実施加算	(Ⅰ)	579/回	関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、単位数を加算する。 ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。			
	(Ⅱ)	405/回	関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）についての説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行ったうえで、当該指定就労定着支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、単位数を加算する。 ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。			
初期加算		900/日	生活介護等と一体的に運営される指定就労定着支援事業所で、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された利用者に対して、新規に就労定着支援計画を作成し、サービス提供を行った場合に算定（利用開始月について、1回限り）			
就労定着実績体制加算		300/日	過去6年間のサービス利用修了者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している（していた）者の占める割合が、前年度に100分の70以上である場合に算定			
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算		120/月	次の「厚生労働大臣が定める研修」を修了した就労支援員を配置している場合に算定 【厚生労働大臣が定める研修】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第1号職場適応援助者養成研修及び厚生大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修			
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定			
福祉・介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)イ	所定単位の11.5%を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			
	(Ⅰ)ロ	所定単位の11.9%を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			
	(Ⅱ)イ及びロ	(対象外)	(就労定着支援は対象外)			
	(Ⅲ)	所定単位の9.8%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			
	(Ⅳ)	所定単位の8.1%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			